

## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回 日向市国民健康保険運営協議会			
開催日時	令和7年2月14日（金） 15時30分から17時00分			
開催場所	本庁4階委員会室			
出席委員	○被保険者代表			
	梅野 美和子	高橋 亜紀子	稲田 利文	橋口 昭太郎 (欠)
	○保険医代表			
	稲原 芳生 (欠)	新名 克彦 (欠)	大川 浩史 (欠)	石崎 美代子 (欠)
	○公益代表			
	黒木 雅由	友石 司	鈴木 道雄	治田 里美 (欠)
審 議	(1) 令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について (2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について			
会議資料の名称及び内容	会次第・説明資料（冊子）			
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録			

## 会 議 内 容

- 1 開 会  
資格確認、資料確認
- 2 会長あいさつ  
会長 黒木 雅由
- 3 部長あいさつ  
部長 歌津 京子
- 4 会議録署名委員の選出

第3回
-----

友石 司 委員、鈴木 道雄 委員
------------------

◇ 議事進行（黒木 雅由 会長）

### 5 審 議

（1）令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

#### 【事務局】

##### 1 日向市国民健康保険の現状

国保被保険者数については、年々減少傾向にあり、令和6年度決算見込みで1万1,397人、令和5年度と比較すると678人の減となる。令和7年度当初見込みは1万919人。

医療費については、全体の医療費で比較すると減少傾向にあるが、1人当たりの医療費で比較すると増加傾向にある。市町村別の国保1人当たりの医療費を見ると、令和6年3月から8月診療分で23万6,868円になっており、県内平均よりも高い状況で、県内26市町村での順位は12位となった。

今後も日向市としては、重複・頻回受診に対する訪問指導等の医療費適正化対策や、特定健診・特定保健指導等を実施し、医療費の削減に取り組んでいきたいと考えている。

##### 2 令和7年度当初予算案について

令和7年度の当初予算の特徴としては、退職者医療に係る歳出について精算分を含めて令和6年度で終了したため、全て皆減としたこと。ただし歳入の保険税収入においては退職分の滞納繰越分が残っているため、この部分はそのままとしている。また歳出においては、被保険者数の減等により、保険給付費の見込みを2億607万6,000円の減と算出している。

この影響を大きく受けて、令和7年度国保特会の全体予算額は67億300万円とし、前年度当初よりも2億1,500万円の減となった。前年度比較の2億5,400万円の減に引き続き、予算規模が縮小していることが挙げられる。

〔3ページ〕まず歳入については、①の保険税額は、滞納繰越分も合わせて歳入の16.46%を占めている。②の県支出金では、医療費の保険者負担分が国から交付される普通交付金、様々な保健事業等を行うことで交付される保険者努力支援交付金、市町村の特別事情に対する特別調整交付金、特定健康診査等負担金等の特別交付金を予定しており、歳入の74.54%を占めている。③の一般会

計からの繰入金では、保険税の軽減や国保運営に係る人件費等法令に基づくものを繰り入れており8.72%、④のその他では、第三者求償納付金等で0.28%を見込んでいる。

歳出については、①の保険給付費が歳出の72.34%を占めており、療養諸費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、新型コロナに関する傷病手当金等の給付に係る費用を見込んでいる。②の国民健康保険事業費納付金は24.09%を占めている。事業費納付金は毎年県において各市町村の所得や医療の状況をもとに算出されているもので、国保の都道府県化により県内各市町村がこれを県に支払うことで県が集約し、その後市町村において要した保険給付費が県からの普通交付金として歳入に受け入れられる仕組みになっている。③の保健事業費は、特定健康診査や特定保健指導等に係る費用として1.29%、④のその他は、国保業務を行うために必要な人件費等の総務費、保険税還付金や予備費等で2.28%の構成となっている。

[4ページ、5ページ] 令和7年度の国保事業に要する額について、歳出については、総務費として1億4,681万7,000円。保険給付費が48億4,877万2,000円。国民健康保険事業費納付金は、激変緩和措置として県の財政安定化基金の財政調整事業分が措置されたため本市の負担金は16億1,477万4,000円となり、前年度比で1,828万3,000円の減。保健事業費は8,679万1,000円。その他、保険税還付金等の諸支出金等があり、令和7年度の国保事業を行うに当たり必要な歳出額は合計67億300万円と見込んでいる。

歳入については、国民健康保険税の現年度課税分を除いた滞納繰越分が4,164万1,000円。国庫支出金が2,000円。都道府県支出金が49億9,665万6,000円。繰入金が5億8,453万円。諸収入等を加え、現年度保険税賦課以外の歳入を56億1,444万円と見込んでいる。今年度の国保事業では67億300万円を必要としており、このためには、保険税医療給付費現年度分、後期高齢者支援金現年度分、介護納付金現年度分において10億6,156万円の賦課をさせていただく必要があるということなる。これにより、保険税の総額は11億320万1,000円となり前年度当初額よりも575万4,000円の増となる。

大変厳しい令和7年度当初予算案ではあるが、歳入においては、保険税収納対策の強化、国庫支出金の漏れのない確保、あるいは他に交付金や補助金として請求できるものがないかの検索及び再確認を行う。また、歳出においては、事務費等の歳出を再度見直して削減に努め、国民健康保険基金の活用等を行いながら運営していきたいと考えている。

#### 【議長】

担当課からの説明に対する質問や意見はあるか。

#### 【委員】

##### ①令和7年度予算の特徴について

具体的に、スクラップアンドビルド的なこれはやめてこれを新たに始めるといった7年度の特徴的な事業があったら教えていただきたい。

##### ②当初予算案の歳入について

先ほどの説明で国民健康保険税の総額が575万4,000円、当初予算比で0.52%増える見込みの一方、被保険者数が減少しているということでもあるが、税率が上がる可能性があるのか。

##### ③歳入の保険税退職分滞納繰越分について

新たに課税が発生したのか。前年度との比較で増減率が大きい理由について教えていただきたい。

##### ④歳出について

紙の保険証の発行がなくなったということで、紙の保険証の印刷代や郵送代はかからなくなると思うが、これぐらい必要なくなったという額がいくらか分かるのであれば教えていただきたい。

⑤高額療養費について

2025年8月から自己負担限度額が引き上げられるという報道があるが、今回の高額療養費一般分が3,200万円ほど減っている。何か考慮されているのか、全く考慮されずにこの金額になっているのか教えていただきたい。

⑥保健事業費について

特定健康診査等事業費が409万8,000円の増となっているが、先ほどのスクラップアンドビルド同様、何か新しい取り組みをするために400万円ほど増加しているのか教えていただきたい。

⑦質問ではなくお願いになるが、人間ドックについて

胃カメラや、大腸カメラ等人間ドックに対して何か国保の方で助成があれば助かる。

**【事務局】**

①スクラップアンドビルドの有無について、国保事業として取り組む事業は前年度と変更はない。

②税率が上がるのかどうかについて、現在検討を始めているところである。後ほど説明する子ども・子育て支援金制度が令和8年度から始まるため、そことの兼ね合いで併せて検討しているところである。

③令和7年度退職分滞納繰越分については、調定見込みに直近3ヶ年度の平均収納率を乗じて算出された金額を当初予算として計上している。

④健康保険証が紙の保険証からマイナ保険証に移行したことにより、紙の保険証に代わりマイナンバーカードと保険証を紐付けされていない方には資格確認書を作成し、紐付けされてる方には資格情報のお知らせを作成する。被保険者は郵便でいずれかを受け取ることになるため、印刷代や郵送代は変わらず計上している。

⑤高額療養費の自己負担限度額について、2025年8月から引き上げの議論が現在国の方で行われているが、令和7年度当初予算では考慮していない。3,200万円のマイナスは被保険者数の減少が要因である。

⑥保健事業のうちの特定健康診査等事業に関して前年度から409万円上がってる要因としては、前年度特定健診を受ける受診率を35%と見込んでいたところを、来年度は40%と見込んでいるためである。

⑦市では、法定で定められた特定健診、保健指導を実施している。人間ドックの助成に関して独自の取り組みで行っている自治体はあるが、現在本市では行っていない。特定健診にプラスして大腸がん、乳がん、子宮がん等をセット健診として組み込んで受診できるよう、特定健診と同じ日に個別の健診も受けられる仕組みを作っているため、それを活用していただきたい。

**【議長】**

他に質問や意見はあるか。

**【委員】**

質問、意見なし

**【議長】**

令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について担当課からの提案のとおり承認することに異議はないか。

**【委員】**

異議なし

**【議長】**

異議なしと認める。

(2) 日向市国民健康保険税条例の一部改正案について

**【事務局】**

令和7年度の税制改正において、国民健康保険税については賦課限度額の引き上げ及び中間所得者の負担軽減措置を改正するとされた。今後、年度内に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布される予定になっている。令和7年4月1日から施行予定であるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により本条例の一部改正を行うもの。

主な内容としては、賦課限度額の引き上げ及び軽減の対象となる所得基準の引き上げの二点になる。

一点目。国民健康保険税の基礎課税額医療分の賦課限度額を引き上げ、現在の65万円から66万円にする。同じく後期高齢者支援金等課税額については、現在の24万円から26万円にする。この二つの引き上げにより、介護分も含めた賦課限度額の合計は109万円となる。

二点目。負担軽減措置の所得基準の引き上げを行う。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現在の29万5,000円から30万5,000円に引き上げる。同じく2割軽減世帯においては54万5,000円から56万円に引き上げる。

令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までは従前の例による。

**【議長】**

担当課からの説明に対する質問や意見はあるか。

**【委員】**

質問、意見なし

**【議長】**

日向市国民健康保険税条例の一部改正（案）について担当課からの提案のとおり承認することに異議はないか。

**【委員】**

異議なし

**【議長】**

異議なしと認める。

6 子ども・子育て支援金制度について  
制度の概要等について国民健康保険課から説明  
資料8～10 ページ参照

7 その他

- (1) 被用者保険の適用拡大
- (2) 高額療養費自己負担限度額の引き上げ  
国民健康保険課から情報提供

8 閉 会